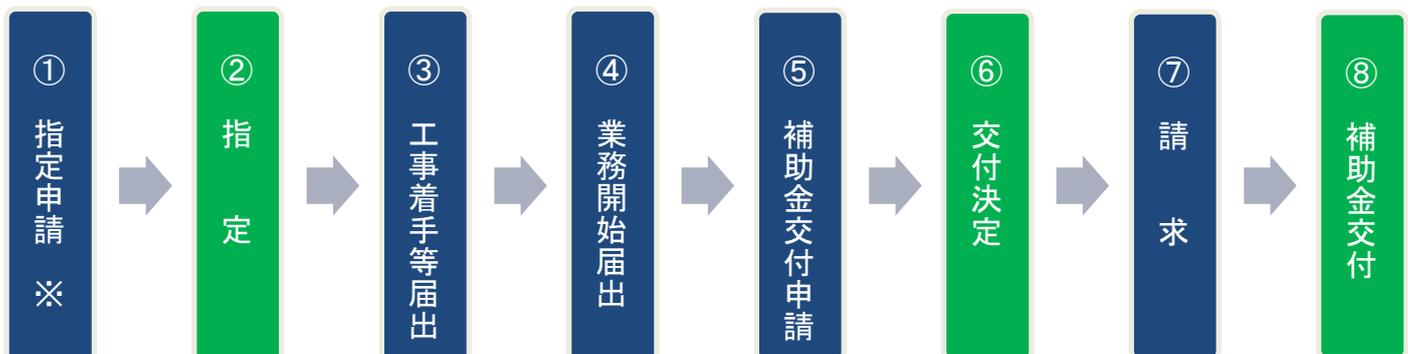


# 東かがわ市企業立地促進補助金

対象施設	要件	補助金額
工場 試験研究施設 物流施設 観光施設 情報処理関連施設 商業施設	算定要件Ⅰ（新規進出等要件） ①投下固定資産額1億円以上 （建物水平投影部分の土地を含む） 土地取得のみは対象としない。 設備投資については機能性の向上に資する場合に限る。 ②新規雇用（必須ではない） 投下固定資産額算定に併せて新規雇用がある場合 算定額に加算する。 業務開始後2、3年目に純増で対象とする。	●1事業者につき1年度の申請限度額2億円 ※雇用が伴わない場合は1億5千万円 ①土地を含む投下固定資産額の10% ②雇用加算（2、3年目は純増で追加） 新規常用雇用者数×50万円（25人以上） 新規常用雇用者数×25万円（5人以上） 新規常用雇用者数×20万円（5人未満） 新規短時間労働者数×30万円（25人以上） 新規短時間労働者数×15万円（5人以上） 新規短時間労働者数×10万円（5人未満） ③対象施設に係る固定資産税納付相当額の2分の1の額 （5年間）
	算定要件Ⅱ（延べ面積） ①新規雇用要件（新規常用雇用3人以上） （新規創業開始の場合に限る。） ②対象施設の延べ面積が1,000㎡以上の場合に限る。 ※交付を受けた場合、要件Ⅰの申請不可	●1事業者につき1年度の申請限度額1億円 ①対象施設延べ面積×1万円 ②雇用算定 新規常用雇用者数×50万円（25人以上） 新規常用雇用者数×25万円（5人以上） 新規常用雇用者数×20万円（5人未満） 新規短時間労働者数×30万円（25人以上） 新規短時間労働者数×15万円（5人以上） 新規短時間労働者数×10万円（5人未満） （1事業者につき1年度の申請合計（①+②）限度額1億円） ③対象施設に係る固定資産税納付相当額（5年間）

備考:上記申請に係る企業名、補助金の額及び補助金算定の根拠等は市のHP等により公表します。



※工事着手等（契約、発注など）の30日前まで